

債権総論2

弁済 その1

明治学院大学法学部教授

加賀山 茂



弁済と履行の意味

■ 弁済と履行との関係

- 日常用語では、「弁済」という用語は「金銭の支払」の意味でしか使われないが、法律用語としては、「弁済」と「履行」とは同義である。
- たとえば、金銭の支払い(引渡)の場合とは異なり、「物の引渡」の場合には、通常は、債務の「履行」という用語を用いるが、厳密な法律用語としては、債務の「弁済」ということができる。

■ 弁済と履行の用語法の区別

- 現行民法の用語法としても、「債務」という言葉の後には、「債務の弁済」(民法359条)とか、「債務の履行」(民法108条)とか、「弁済」も「履行」もどちらも同じように使われている。
- これに対して、「債権」という用語の後には、「債権の弁済を受ける」(295条),「債権の弁済に充当する」(295条),「債権の弁済期(366条)」というように、「履行」ではなく、必ず、「弁済」という用語が使われている。



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改			
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)			
		単独行為	債権者の単独行為	④免除			
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用			
	いわゆる準法律行為		①弁済	法律行為	契約	債権譲渡 債務引受	
					単独行為	法人設立 現金支払	
				事実行為	競業禁止, 労務に服すること		
	事件		⑤混同				
			責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効				



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約						
		単独行為	債権者の単独行為	④免除				
			債務者の単独行為	②相殺、消滅時効の援用				
	いわゆる準法律行為							
	事件			⑤混同				
				責めに帰すべきでない履行不能、消滅時効				



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約					
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)			
		単独行為	債権者の単独行為	④免除			
	債務者の単独行為		②相殺、消滅時効の援用				
	いわゆる準法律行為		①弁済				
事件		⑤混同					
		責めに帰すべきでない履行不能、消滅時効					



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約						
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)				
		単独行為	債権者の単独行為	④免除				
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用				
	いわゆる準法律行為			①弁済				
事件			⑤混同					
			責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効					



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改				
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)				
		単独行為	債権者の単独行為	④免除				
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用				
	いわゆる準法律行為			①弁済				
事件			⑤混同					
			責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効					



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改			
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)			
		単独行為	債権者の単独行為	④免除			
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用			
	いわゆる準法律行為		①弁済				
事件		⑤混同					
		責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効					



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改			
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)			
		単独行為	債権者の単独行為	④免除			
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用			
	いわゆる準法律行為		①弁済				
事件		⑤混同					
		責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効					



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改			
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)			
		単独行為	債権者の単独行為	④免除			
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用			
	いわゆる準法律行為		①弁済				
事件		⑤混同					
		責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効					



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改			
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)			
		単独行為	債権者の単独行為	④免除			
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用			
	いわゆる準法律行為		①弁済	法律行為	契約		
					単独行為		
				事実行為			
	事件		⑤混同				
			責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効				



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改				
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)				
		単独行為	債権者の単独行為	④免除				
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用				
	いわゆる準法律行為			①弁済	法律行為	契約	債権譲渡 債務引受	
						単独行為		
					事実行為			
	事件			⑤混同				
				責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効				



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改			
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)			
		単独行為	債権者の単独行為	④免除			
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用			
	いわゆる準法律行為		①弁済	法律行為	契約	債権譲渡 債務引受	
					単独行為	法人設立 紙幣支払	
				事実行為			
	事件		⑤混同				
		責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効					



債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改			
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)			
		単独行為	債権者の単独行為	④免除			
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用			
	いわゆる準法律行為		①弁済	法律行為	契約	債権譲渡 債務引受	
					単独行為	法人設立 現金支払	
				事実行為	競業禁止, 労務に服すること		
	事件		⑤混同				
		責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効					



弁済の主体

■ 誰が弁済できるか

- 当然に弁済をすることが期待されている債務者本人については民法には規定がない。民法は、第三者も弁済ができることのみを規定している(民法474条)。

債務者	本来の債務者	債務者, 保証人(通説)
第三者	利害関係を有する 第三者	保証人
		物上保証人
	利害関係を有しない 第三者	債務者の友人, 親戚



弁済の能力

- 弁済には、処分能力、行為能力は必要か？
 - 民法475条は、弁済には、原則として、目的物に関して処分権限が必要であることを前提している(旧民法財産編455条2項, 3項参照)。
 - その上で、処分権限のある者から物の引渡しを受けるまでは、債権者には、最初に引き渡された物を留置する権利が与えられている[民法修正案理由書(1896)]。
 - 民法476条は、制限行為能力者による法律行為に基づいて物が引き渡された後に、その法律行為が取り消された場合には、有効な弁済を受けるまでは、債権者には、最初に引き渡された物を留置する権利が与えられている[民法修正案理由書(1896)]。
 - つまり、これらの場合、民法295条以下の一連の条文以外に、債権者に留置権を与えてその保護を図っていると考えることができる。



弁済の相手方

■ 誰に弁済すべきか

- 債権者またはその代理人のように、債務を受領する権限があるような概観を呈しているためにその人に弁済をしたところ、実は、その人に弁済を受領する権限はなかったという場合に、弁済の効果はどうなるのだろうか。
- 債権の準占有者に対する弁済(民法478条)、または、受取証書の持参人に対する弁済(民法480条)、および、それらの相互関係が問題となる。



準占有者に対する弁済

1. 基本事例
2. 法理と条文の歴史
3. 判例の変遷
4. 条文と立証責任との関係
5. まとめ



債権の準占有者に対する弁済 基本事例

■ 設例

- 毎月25日にA新聞の購読料の集金に来るはずの集金人Bが、今月に限って24日にやってきた。そこで、A社の社印のある領収書を持参していたので、Cは、Bに新聞代を支払った。
- 翌日の26日に、別の集金人Dがやってきて、A社の新聞購読料の請求をした。昨日の集金人Bは、先月クビになったのだという。
- Cは、再度、Dに新聞購読料を支払わなければならないか。



権利外観法理

民商法の中で最も重要な法原理のひとつ

■ 意味

- 真の権利者が過失で真実と異なる外観を作出した場合、その外観を信じた**第三者**を保護するために外観通りの効果を認める理論。

■ 要件と効果

- 第三者が信じた外観どおりの効果が認められるためには、第1に、**真の権利者に帰責事由**があり、第2に、**第三者が善意かつ無過失**であることが必要である。

■ 具体例

- 心裡留保，虚偽表示，表見代理，準占有者に対する弁済



権利外観法理の3類型

- 民法93条, 109条, 480条型(真の権利者立証型)
 - 権利外観通りの効果が生じる。ただし, 第三者が悪意または過失があることを真の権利者が立証した場合はこの限りでない。
- 民法110条, 現行478条型(第三者立証責任型)
 - 権利外観通りの効果が生じるためには, 第三者は, 善意かつ無過失であることを立証しなければならない。
- 民法112条型(立証責任分散型)
 - 権利外観通りの効果は, 第三者が善意であれば生じる。ただし, 善意の第三者に過失があることを真の権利者が立証した場合には, この限りでない。



表見代理の3類型(1/3)

■ 真の権利者立証型

■ 第109条(代理権授与の表示による表見代理)

- 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。
- ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 民法93条、民法480条も同じ条文構造を採用している。これらは、実体法上の原則・例外と立証責任上の原則と例が逆となっているので、注意を要する。



表見代理の3類型(2/3)

■ 第三者立証型

■ 第110条(権限外の行為の表見代理)

- 前条〔代理権授与の表示による表見代理〕本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。
- 本人が代理人に代理権を与えた場合、または、代理権を与えた旨を表示した場合に、代理人がその権限外の行為をした場合には、第三者が、代理人の権限が表示された範囲に制限されていることを知らず、かつ、知らないことに過失がない場合には、本人は代理人の行為について責任を負う。



表見代理の3類型(3/3)

■ 立証責任分散型

■ 第112条(代理権消滅後の表見代理)

- 代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

■ 善意の立証責任

- 第三者にある

■ 過失の立証責任

- 本人にある



準占有者に対する弁済の立証責任

民法旧478条→民法480条→民法現行478条

民法478条

- 旧第478条
 - 債権ノ準占有者ニ為シタル弁済ハ弁済者ノ善意ナリシトキニ限り其効力ヲ有ス
- 現第478条(債権の準占有者に対する弁済)
 - 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

民法480条

- 第480条(受取証書の持参人に対する弁済)
 - 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。



民法478条の立法理由

民法478条の立法理由

- 民法478条
 - 債権ノ準占有者ニ為シタル弁済ハ弁済者ノ善意ナリシトキニ限り其効力ヲ有ス
- 本条は**既成法典財産編第457条第1項の字句を修正したるに過ぎず。**
- 而して同条第二項の規定は第一項の説明に止まるのみならず債権の占有者を限定するの結果は狭きに失する虞あるに因り本案は之を削除し広く債権の準占有者に為したる善意の弁済を以て総て有効と為せり。

旧民法

- 旧民法財産編 第457条
 - (1) 真の債権者に非ざるも、債権を占有せる者に為したる弁済は債務者の善意に出でたるときは有効なり。
 - (2) 表見なる相続人其他の包括承継人、記名債権の表見なる譲受人及び無記名証券の占有者は之を債権の占有者と看做す。



民法480条の立法理由

■ 第480条(受取証書の持参人に対する弁済)

- 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

■ 立法理由

- 本条の規定は既成法典に其例なしと雖も、商事上に於ては、普く認められたる通則にして、取引上極めて必要の事項に属す。蓋し、本条の規定なきときは本案第113条の規定に因り、本条の場合に於ける弁済は、債権者に対して往々無効となり。
- 従て、受取証書あるに拘はらず容易に弁済せざる弊を生じ、取引上の不便を生ぜしむること更に疑なし。加之、既に正式の受取証書を持参する者は之を以て受領の権限ありと認むるは固より至当の事たるに因り、本案は、**独乙民法草案に倣ふて新に本条の規定を設け以て取引上の便宜に適せしめたり。**
- 而して、本条の適用を商事上に限らざる所以は、取引頻繁なる今日の状況に於て此点に関し、特に民事商事を区別する必要なければなり。然れども、弁済者は受取証書の持参人が受領の権限を有せざることを知りて弁済を為し、又は自己の過失に因りて之を知らざりしときは、既に之を保護する理由を欠くに因り、本案は本条但書の規定を設け以て本則の適用を制限せり。



準占有者に対する弁済の立証責任

民法旧478条→民法480条→民法現行478条

民法478条

- 旧第478条
 - 債権ノ準占有者ニ為シタル弁済ハ弁済者ノ善意ナリシトキニ限り其効力ヲ有ス
- 現第478条(債権の準占有者に対する弁済)
 - 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

民法480条

- 第480条(受取証書の持参人に対する弁済)
 - 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。



民法478条に関する判例(1/5)

注意義務の程度

- 最判昭37・8・21民集16巻9号1809頁(民法判例百選Ⅱ第35事件)
 - 一 債権者の代理人と称して債権を行使する者についても民法第478条が適用される。
 - 二 債権の準占有者に対する弁済が有効とされるためには、弁済者が善意かつ無過失であることを要する。
- 判例の準則(110条型)は正しいが、実際の運用は、民法480条(109条型)の考え方を準用していた。現代語化では、110条型によって名文化された。



民法478条に関する判例(2/5)

定期預金の期限前払い戻し

■ 最判昭41・10・4日民集20巻8号1555頁

- 定期預金契約の締結に際し、当該預金の期限前払戻の場合における弁済の具体的内容が契約当事者の合意により確定されているときは、右預金の期限前の払戻であっても、民法第478条の適用を受ける。

■ 問題点

- 期限前の払戻しは、契約解除を含む法律行為であり、本来は、民法110条の問題である。
- それにもかかわらず、最高裁が、民法旧478条を適用したのは、立証責任が銀行に有利であり、預金者の利益よりも、銀行を保護する必要があると考えたからであろう。



民法478条に関する判例(3/5)

預金担保貸付

- 最判昭48・3・27日民集27巻2号376頁(民法判例百選Ⅱ第37事件)
 - 銀行が、無記名定期預金につき真実の預金者と異なる者を預金者と認定し、この者に対し、右預金と相殺する予定のもとに貸付をし、その後右の相殺をするときには、民法四七八条の類推適用がある。
- 問題点
 - 真の預金者Aの定期預金を担保として、銀行Bが無権限者Cに対し善意・無過失で貸付けを行うこと(預金担保貸付け)は、本来、BのCに対する貸付けという法律行為の問題であり、これを定期預金の払戻しと同様に考えることには無理がある。
 - 最高裁が、預金担保貸付を、あえて、弁済と同様に扱った理由は、表見代理と考えると立証責任が銀行にあり、銀行を保護することが困難となるため、立証責任が預金者にある民法旧478条を類推したものと考えられる。
 - しかし、現行民法は、民法478条の立証責任が民法110条と同じとなったため、このような無理な類推は、無意味となった。



民法478条に関する判例(4/5)

総合口座取引における相殺

■ 最判昭63・10・13判時1295号57頁

- 銀行総合口座取引において、銀行が権限を有すると称する者からの普通預金払戻請求に応じて貸越しをするにつき銀行として尽くすべき相当の注意を用いたときは、民法478条の類推適用により、銀行は、右貸越しによって生じた貸金債権を自働債権とする定期預金債権との相殺をもって真実の預金者に対抗することができる。



民法478条に関する判例(5/5)

キャッシュカード機能付・通帳の盗難事例

- 最三判平15・4・8民集57巻4号337頁(民法判例百選Ⅱ第38事件)
 - (事案)被害者は、暗証番号を車両の自動車登録番号の4桁の数字と同じ数字とし、通帳をダッシュボードに入れたままに置いて盗まれた事例
 - (判旨1) 無権限者が預金通帳又はキャッシュカードを使用し暗証番号を入力して現金自動入出機から預金の払戻しを受けた場合に銀行が無過失であるというためには、銀行において、上記方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、現金自動入出機を利用した預金の払戻しシステムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要する。
 - (判旨2) 預金通帳を使用し暗証番号を入力すれば現金自動入出機から預金の払戻しを受けられるシステムになっているのに、銀行がそのことを預金規定等に規定して預金者に明示することを怠っていたなど判示の事実関係の下では、銀行は、真正な預金通帳が使用され、入力された暗証番号が届出暗証番号と一致することが機械的に確認された場合であっても、無権限者が現金自動入出機から預金の払戻しを受けたことについて過失がある。



準占有者に対する弁済の立証責任

(まとめ) 民法旧478条→民法480条→民法現行478条

民法478条

- 旧第478条
 - 債権ノ準占有者ニ為シタル弁済ハ弁済者ノ善意ナリシトキニ限り其効力ヲ有ス
- 現第478条(債権の準占有者に対する弁済)
 - 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

民法480条

- 第480条(受取証書の持参人に対する弁済)
 - 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。



弁済の場所

■ 第484条（弁済の場所）

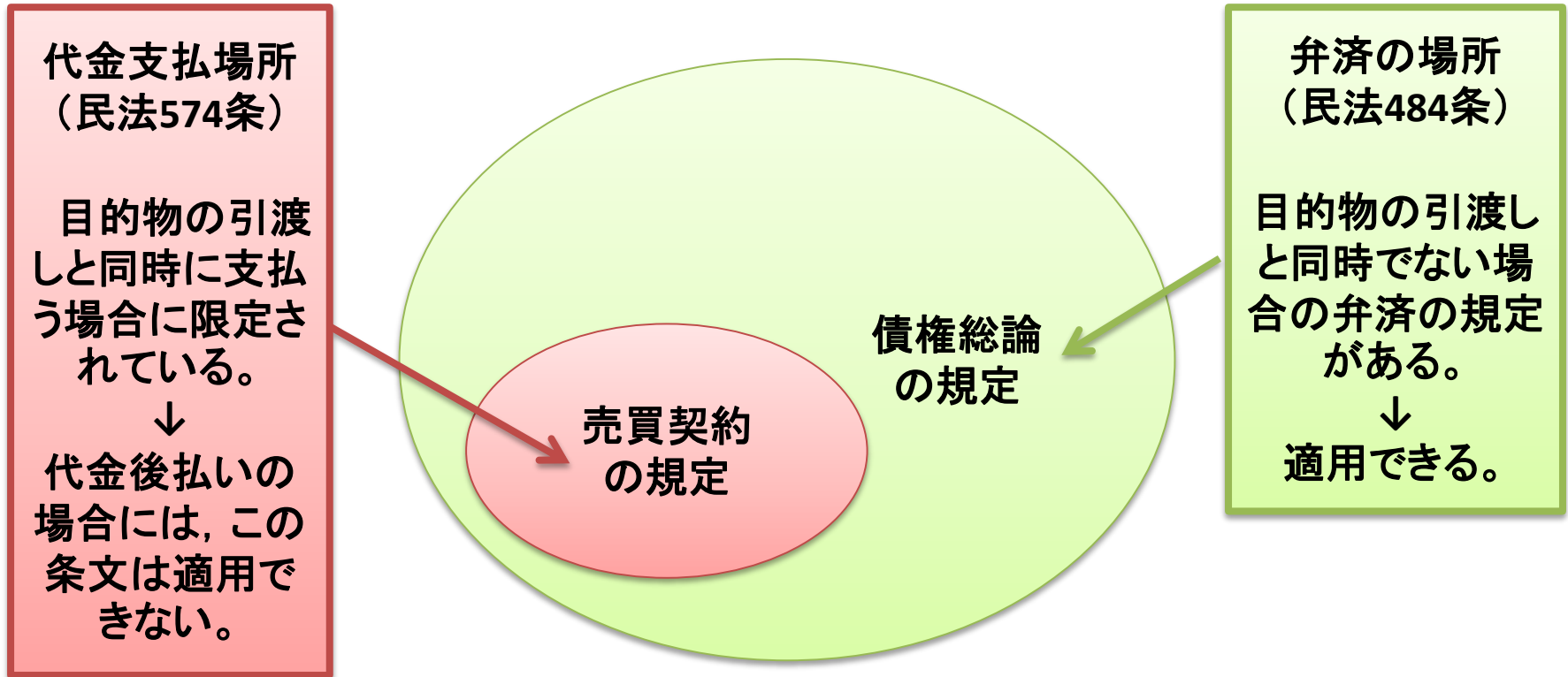
- 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

■ 第574条（代金の支払場所）

- 売買の目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきときは、その引渡しの場所において支払わなければならない。



弁済の場所の図解



- 第1原則: **特別法**は、一般法に優先する。
- 第2原則: **一般法**は、特別法を補充する。

弁済の費用

■ 第485条（弁済の費用）

- 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。

■ 第558条・改正案（売買契約に関する費用費用）

- 売買契約に関する費用は、その結果が双方に利益をもたらすものであることに鑑み、民法485条の但し書きの法理、および、民法427条の趣旨に基づいて、当事者の双方が平分してこれを負担する。



活用すべき文献

- 組織のリーダーは何をすべきであり、何を
してはならないか
 - P.F.ドラッカー(上田惇生訳)『非営利組織
の経営』ダイヤモンド社(2007)
 - フィッシャー=ユーリー(金山宣夫, 浅井和
子訳)『ハーバード流交渉術』三笠書房
(1990)
- 法律家のものの考え方
 - カイム・ペレルマン, 江口 三角(訳)『法律
家の論理—新しいレトリック』木鐸社
(2004)
- 民法の入門書(DVD付)
 - 加賀山茂『民法入門・担保法革命』信山社
(2013)
- 民法(財産法)全体を理解する上での
助っ人
 - 我妻栄=有泉亨『コンメンタール民法』〔第3
版〕日本評論社(2013)
 - 金子=新堂=平井編『法律学小辞典』有斐
閣(2008)
- 契約法全体についての概説書
 - 佐藤孝幸『実務契約法講義』民事法研究
会(2012)
 - 加賀山茂『契約法講義』日本評論社
(2009)
- 債権総論の優れた教科書
 - 平井宜雄『債権総論』〔第2版〕弘文堂
(1994)
- 債務不履行に関する文献
 - 平井宜雄『損害賠償法の理論』東京大学
出版会(1971)
 - 浜上則雄「損害賠償における「保証理論」
と「部分的因果関係の理論」(1)(2・完)民
商66巻4号(1972)3-33頁, 66巻5号35-65
頁
- 債権者代位権・直接訴権, 詐害行為取消
権, 連帯債務, 保証の文献
 - 加賀山茂『債権担保法講義』日本評論社
(2011)

